

生徒会本部役員

役員	氏名	仕事
会長		生徒総会 中央委員会 生徒会通信発行 生徒朝会企画・運営 あいさつ運動 各行事の企画 JUMPチーム など
副会長		
書記		

3. 年間活動目標

毎日の学校生活の向上を目指す生徒会

4. 活動の重点事項

一致団結「本部役員が一つにまとまり、生徒会活動を活発に盛り上げる」

5. 年間活動計画

1学期	2学期	3学期
4月・前期学級組織 ・全校ガイダンス ・部活動紹介 ・前期委員会組織 ・前期室長、副室長、委員長任命式 ・部結成 5月・第1回生徒総会 6月・応援団結成 ・市中体夏季大会壮行会 7月・中央委員会 ・県中体夏季大会壮行会 ・体育祭軍結団式	8月・生徒会役員交歓会 ・体育祭準備 ・体育祭 9月・市中体秋季大会壮行会 10月・生徒会役員選挙 ・後期学級組織 ・後期委員会組織 ・合唱コンクール ・文化祭準備及び文化祭 11月・後期室長、副室長、委員長任命式 ・生徒会誌「ななかまど」編集会議 ・第2回生徒総会 12月・中央委員会	1月・生徒会企画活動 2月・生徒会企画活動 3月・生徒会誌「ななかまど」発行 ・次年度生徒会テーマ選考
【通年】 定例の委員会活動、全校朝会、生徒朝会、あいさつ運動、JUMPチームの活動、月間強化目標、中央委員会、生徒会企画活動		

6. 要望・その他

・あいさつ運動への参加、協力をよろしくお願いします。

☆生徒会 月間強化目標（案）☆

4月 ◎登校時間を守ろう

- ＜施策＞① 授業前の呼びかけ（1分前着席の徹底と迅速な行動）
② 昼の放送での呼びかけ（あいさつ運動）

5月 ◎元気なあいさつをしよう

- ＜施策＞① 朝のあいさつ運動
② 昼の放送での呼びかけ（あいさつ運動）

6月 ◎熱心に部活動に取り組もう

- ＜施策＞① 学活終了後の放送での呼びかけ（放送をかけ、速やかに移動させる）
② 昼の放送での呼びかけ（あいさつ運動）

7月 ◎新しい目標に向かって取り組もう

- ＜施策＞① 朝会での呼びかけ（夏休みの過ごし方の注意など）
② 昼の放送での呼びかけ

8・9月 ◎体育祭を成功させよう

- ＜施策＞① 朝会での呼びかけ（日程・活動内容等の確認）
② 昼の放送での呼びかけ（各団長からの決意）
③ 服装・頭髪・教室環境等の見直し

10月 ◎心に残る合唱コンクールにしよう

◎文化祭を成功させよう

- ＜施策＞① 朝会での呼びかけ（日程・活動内容等の確認）
② 昼の放送での呼びかけ

11月 ◎身だしなみを整えよう

- ＜施策＞① 身だしなみチェック（生徒朝会などで実施）
② 昼の放送での呼びかけ

12月 ◎進んで学校をきれいにしよう

- ＜施策＞① 昼の放送での呼びかけ（清掃状況の報告）

1・2月 ◎授業に集中し、復習に力を入れよう

- ＜施策＞① 昼の放送での呼びかけ

3月 ◎感動的な卒業式にしよう

- ＜施策＞① 昼の放送での呼びかけ（メッセージの放送など）
② 卒業式に向けた環境づくり

生徒会会則

八戸市立小中野中学校

第1条 この会は八戸市立小中野中学校生徒会という。(以後本会とよぶ)

第2条 本会は本校生徒全員で構成する。

第3条 本会は会員の自主的活動により、生活・学習・体育・文化の向上発展を図るとともに社会生活に役立つ力を養うことにつとめる。

第4条 本会は本校教師の指導と助言のもとに次の活動をする。

- ① 学校生活の改善と向上
- ② 学校諸活動の企画・運営
- ③ 各種奉仕活動
- ④ 文化的活動・体育的活動
- ⑤ その他の必要なこと

第5条 本会の運営機構を次のとおりとする。

第6条 本会は次の役員をおく。

会長1名 副会長2名 書記5名

第7条 本会役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 会長は会を代表し生徒総会及び中央委員会を召集し役員会の議長となる。
- ② 副会長は会長を補佐し、事情によっては会長の代理をする。
- ③ 書記は会議の記録をとり、これを保管する責任をもつ。

第8条 役員は会員の総意によって選ばれる。選挙は選挙管理委員会によって行われる。

第9条 役員の任期は10月より翌年10月までとする。ただし、欠員が生じた場合は補欠選挙を実施する。

第10条 総会は本校最高の議決機関で、会長が召集し、年2回以上開くことができる。

第11条 中央委員会は原則として毎月1回会長が召集し、総会の決議を執行する。特別重要なこと以外は、本委員会で決定される。

第12条 中央委員会は、役員、学級室長、各委員長、各部活動部長をもって構成する。

第13条 生活向上、保健、美化、給食、図書各委員会は各学級より選出された委員で構成される。

第14条 各委員会は委員長1名、副委員長2名を選出し、毎月1回委員会の日に会を開き、活動内容等について会議を行う。また、各委員会の日常的な活動については各委員会に委ねる。

第15条 各委員会の活動は次のとおりとする。

1 常任委員会

- ①生活向上委員・・・各クラス男女各1名(学級書記 ※1学年は書記以外から選出)
 - ・ 校内の生活向上のために、企画や改善の仕事をする。
 - ・ 挨拶運動、廊下歩行調べ、諸調査→指導、生活点検等
- ②保健委員・・・各クラス男女各1名
 - ・ 校内における保健衛生・教室の換気などの活動をする。
 - ・ 健康観察、清潔検査、健康診断の補助、石鹸補充等

③美化委員・・・各クラス男女各1名

- ・ 校舎内外の美化、清掃用具の整備など、環境改善・維持・向上のための活動をする。
- ・ 清掃計画、指導、点検
- ・ ポスター掲示、整備

④給食委員・・・各クラス男女各1名（ただし、2年生は男女計3名）

- ・ 自主的、能率的に学校給食を進める。
- ・ 給食用具管理、配膳室などの管理等
- ・ 残食をまとめる。

⑤図書委員・・・各クラス男女各1名

- ・ 本の貸し出しや管理、本の紹介、図書室の管理と運営
- ・ 本の読み聞かせ

⑥学年プログラム委員・・・各クラス室長、副室長 計3名（1学年は書記を含む5名）

- ・ 校内外での学習方法、学習に向かう姿勢など、学習効果をあげるための活動をする。
- ・ 1分前着席、5分前移動、テスト学習時間調査、よいコナノート調べ等

2 臨時委員会

①応援委員会

- ・ 夏季大会前に組織し、壮行会および夏季・秋季大会で活動する。

②選挙管理委員会

- ・ 生徒会役員選挙の企画、運営および開票等の活動をする。

第16条 会議は全て、会員の3分の2以上の出席によって成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第17条 会計の予算・決算は総会の承認を必要とする。

第18条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条 本会は次の帳簿を備える。

- | | | | |
|----------|---------|--------|-----------|
| 1 会則 | 2 会議録 | 3 役員名簿 | 4 中央委員会名簿 |
| 5 各委員会名簿 | 6 各種記録簿 | 7 備品台帳 | |

第20条 総会、中央委員会の成案はすべて学校長、職員会議の承認を得たうえで実施される。

第21条 本会則の改正は中央委員会の審議を経た後、総会の承認を必要とする。

*この会則は、令和2年4月1日現在のものである。